

「災害発生後の生活再建を考えるシンポジウム PARTⅡ」開催趣意書

30年以内に約80%の確率で「南海トラフ地震」の発生する奈良県において、

「災害ケースマネジメント¹⁾」の要：士業・専門職の連携協働の仕組みづくりに向けて
～ 日ごろから交流して、災害時に協働できる関係性を築きあげましょう ～

令和6年元旦、マグニチュード7.6の能登半島地震が発生しました。さらに、震災の9ヶ月後には令和6年9月能登半島豪雨災害が発生しました。このように、現代日本は大災害の頻発期にあります。

能登半島地震や豪雨では、道路の寸断や沿海部の隆起などにより被災地への支援は困難を極めました。孤立した集落が数多く発生しました。様々な事情から被災者の生活再建にはまだまだ時間を要します。

能登半島の災害に限らず、これまでの災害でも多くの方々の災害関連死が報告されていますが、適切な災害ケースマネジメントがあれば救えた命があったはずです。また、早期に生活再建が実現する被災者も沢山おられるはずです。

しかしながら、平時から被災者のための災害ケースマネジメントの仕組み作りをしておかないと、発災時に充実した災害ケースマネジメントを実現することは不可能です。

そこで、本シンポジウムでは災害ケースマネジメントの理解を高めるため、基調講演では災害ケースマネジメントの先進地・徳島県における平時からの取組についてご報告いただきます。パネルディスカッションでは各士業団体からこれまでの被災地支援活動について報告をさせていただいた後、「奈良県で災害ケースマネジメントの仕組みづくりをいかに進めるか？」をテーマに意見交換をおこないます。

最後に、共有できた内容を「共同宣言」として発表し、以降の活動につなげます。多くの方々のご参加をお待ちしています。

令和7年9月

奈良弁護士会 奈良県司法書士会 奈良県行政書士会 (一社)奈良県建築士会
奈良県社会福祉士会

- 1) 被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようにマネジメントする取組

※引用：「災害ケースマネジメントとは」(内閣府ホームページ)

◆◇◆ 災害ケースマネジメントが求められるようになった事情 ◆◇◆

- ① 自ら声をあげられない被災者がいること
- ② 在宅避難者が増えていること
- ③ 支援から取り残される人がいること
- ④ 被災者のかかえる課題が多様なこと
- ⑤ 行政の対応が難しい課題があること
- ⑥ その場の対応だけでは解決につながらない場合があること
- ⑦ 個々の被災者に寄り添った支援が必要であること

※引用：令和5年10月26日説明会スライド「災害ケースマネジメントの取組について」

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付 新井大地参事官補佐